

学校給食費の抜本的な負担軽減に関する趣旨、神奈川県実施要領、国Q & A及び葉山町の現状

1 本制度の主旨（文部科学省ホームページより抜粋）

- これまで使われていた「いわゆる給食費無償化」との表現については、制度趣旨をよりの確に表現できるよう「学校給食費の抜本的な負担軽減」となりました。
- 今回の取組は、個人に対して学校給食費を給付するものではなく、地方自治体が学校給食のための食材を購入するための経費を支援する仕組みです。

2 神奈川県交付金実施要領【市町村立小学校給食費負担軽減事業費交付金実施要領（抜粋）】

非喫食者支援

- ア 非喫食者及びその保護者を対象とした金銭給付その他の給付を行う事業を実施する場合には、給付の目的として、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できないことについて学校給食費相当額の金銭給付又は現物給付を行うものであることを明確化するとともに、当該事業の概要、当該事業に要する費用及び交付対象経費等を記載した実施計画を策定し、提出すること。
- イ 対象者は、給食実施校における在籍児童であって、主として、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者を想定している。やむを得ない事情としては、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等が考えられること

3 文部科学省通知「学校給食費の抜本的な負担軽減」に関する Q&A（抜粋）

【やむを得ない事情の例】

- ・ 重度のアレルギー、不登校、宗教上の理由（ハラル）等
（乳糖不耐症等による牛乳停止など、給食の一部を恒常的に停止している場合も対象）
- ※ 在籍していても、学校設置者が就学の実態がないと判断する児童は「非喫食者」支援の対象外

（例：実質的にインターナショナルスクールに通う児童）

- ※ 自己都合による非喫食は「非喫食者」支援の対象外
（例：学校に登校し、健康上も給食を喫食できるにも関わらず、保護者が準備した弁当等を喫食）

【恒常的の例】

- ・ 喫食しない期間が1年間や学期間など長期にわたり、あらかじめ給食の停止に係る届出がある
- ※ 単に数日欠席したような場合、感染症等による学校閉鎖等の場合は「非喫食者」支援の対象外

【非喫食者への対応としてとり得る対応例】

- ・ 非喫食者に対する食材費相当額の金銭給付（又は現物給付も可）
- ・ 学校以外の場所（給食センター、教育支援センター等）での昼食の提供
- ※ 各市町村において、支援の対象となる非喫食者を限定することも可

3 葉山町の小学校給食非喫食者の状況（令和8年9月18日時点）

- | | |
|---|-----|
| （1）宗教・アレルギー等のやむを得ない理由で食べていない | 2人 |
| （2）不登校（不登校によるフリースクール、オルタナティブスクール通学を含む）により食べていない | 27人 |